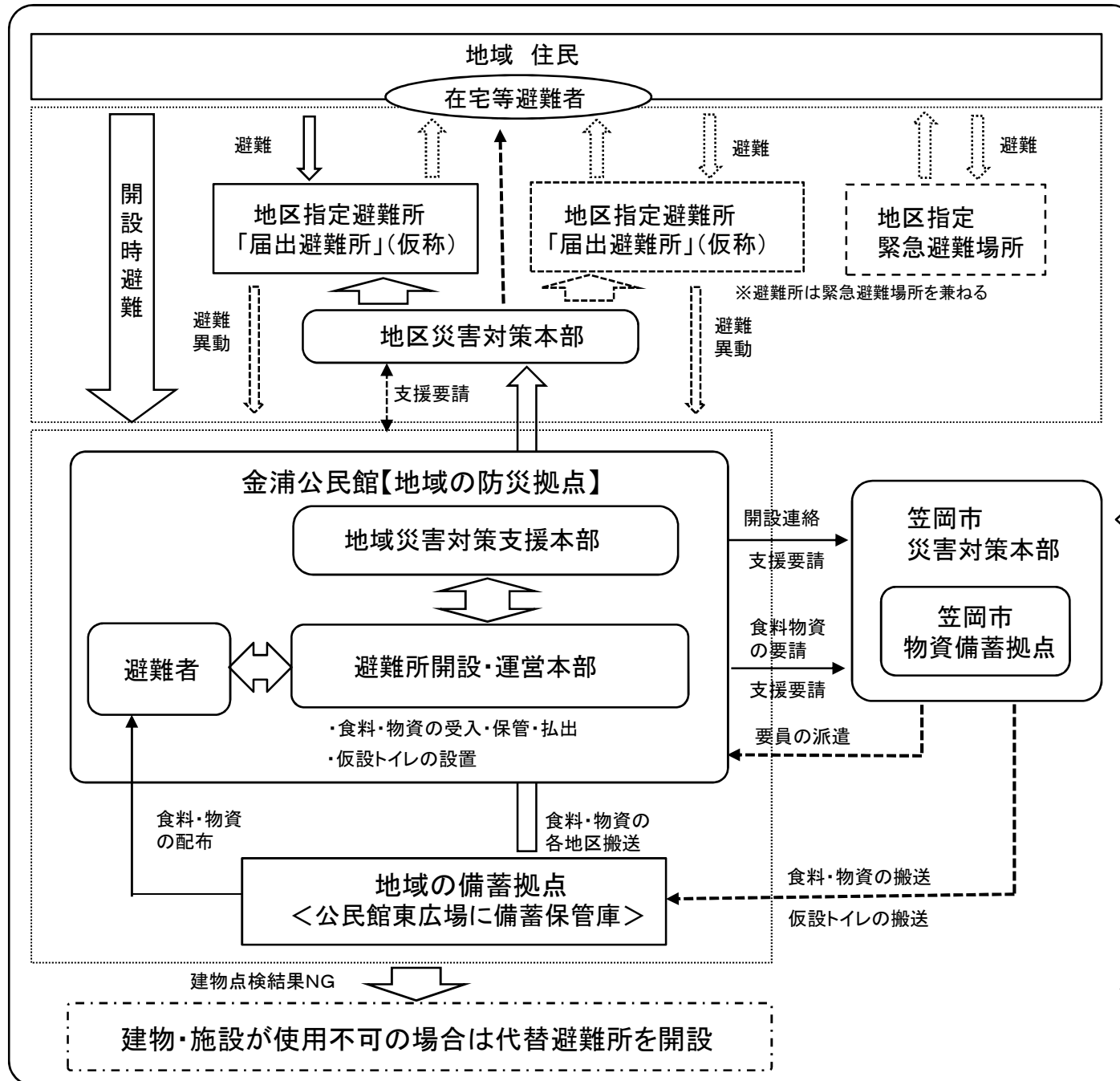


『災害から命と暮らしを守るための』
避難所開設・運営マニュアルの作成について
＜金浦地区編(0案)＞

第5回(12.14)作成部会

金浦地区まちづくり自治協議会防災部会
防災士 藤井一男

金浦地域の避難所の運営スキーム



◇各地区的対応

- ・避難は本マニュアルを参考に地域の特性を踏まえて事前にルール化
- ・災対本部は避難所に開設
地区指定の避難所に開設
- ・地区で避難所開設のケース
高齢者等避難開始発令時等
局地的な被災時等判断
- ※各地区の被災状況により
公民館に避難所開設を要請

◇本避難所開設・運営
 マニュアルの適用

- ・震度5強以上の地震発生時
- ・金浦公民館(笠岡市指定避難所)に開設
- ・自主防災会役員が自動的に
参集、地域が自主的に開設
- ※警戒レベル4発令時等は
本マニュアル参考に開設

◇代替避難所と課題
 <笠岡市と事前協議>

- ・笠岡市指定避難所(金浦中学校)を選定
- ※笠岡市が開設マニュアル作成(地域防災計画)
- ・笠岡市、施設管理者、地域の3者で協議、調整

●避難所に関する考え方

- ・避難所は、「避難を必要とする方」を受け入れる施設
- ・避難所は、避難者を一時的に受け入れる施設
- ・避難所は、避難者の「必要最低限の生活」を支援する施設
- ・自助・共助・公助の取り組みと相互の協力で、円滑な避難所運営

●金浦地域が自主的に開設・運営する避難所

- 地域の防災拠点の金浦公民館(笠岡市指定避難所)と金浦公民館東広場他

●金浦地域の開設の基本スタンス

- 適用ケース
 - ・震度5強以上の地震が発生した場合
 - ※この他、警戒レベル4以上が発令された場合、局地的な被災等により各地区からの開設要請時等に開設
- 開設責任者と安全点検
 - ・金浦公民館館長、又は駆け付けが早い各地区自主防災会会長
- 開設のスタンス
 - ・金浦地域災害対策支援本部を立上げ、自主防災会役員等が参集して、避難者の受け入れ準備(開設準備)
- 食料・物資は地域完結型で確保
 - ※地域の防災拠点の金浦公民館に、地域完結型の備蓄保管庫を設置
 - ・避難所生活で最低限必要となる物資と避難所運営に必要な資機材を笠岡市と連携して確保
 - ・金浦公民館の避難者と各地区避難所の避難者に食料・物資を配布

●局地的な災害時の対応

- ・各地区が、自主的に集会所等の指定避難所「届出避難所(仮称)」を開設・運営
- ・地区指定避難所「届出避難所(仮称)」の開設・運営は本マニュアルを参考に地域の特性を配慮してルール化

◆代替避難所・・・笠岡市と事前協議

- ・金浦公民館が使用できない場合には、笠岡市指定避難所から「金浦中学校(案)」を予定
- ・代替避難所は笠岡市が作成したマニュアルで開設 → 笠岡市・施設管理者・地域の3者で事前協議・調整
 - ※ 笠岡市指定避難所の開設マニュアル作成は地域防災計画に記載

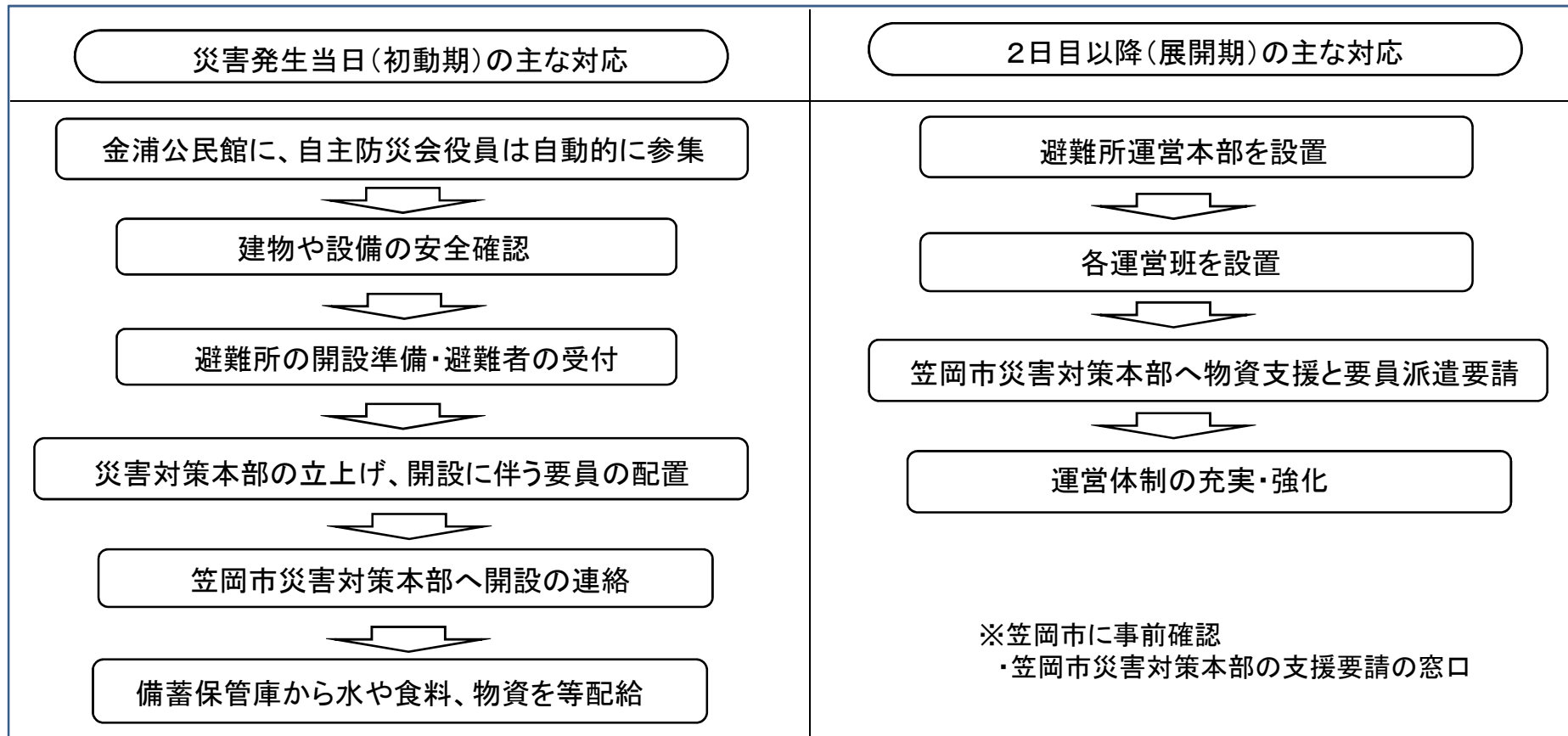
●避難所運営で特に気をつけること

- ①避難者による自主運営(運営の協力)と、避難者生活の自立を原則
- ②避難者への生活支援は公平に
 - ・車中・テント生活者・自宅等避難所以外の場所に滞在する人にも支援が必要
- ③要配慮者の立場にたって運営
- ④男女及び子供の視点(ニーズの違い等)に十分に配慮して運営
- ⑤コロナウィルス等感染症、食中毒リスク低減のため衛生管理、特にトイレの確保と衛生対策
- ⑥プライバシーの保護と安心・安全な生活環境の確保
- ⑦ルールを決め避難者に周知 他

避難所は避難以外に、

- ・緊急物資の集積場所
- ・情報発信の場所
- ・情報収集の場所
- ・在宅避難者の物資受取り場所
- ・相談の窓口 他

●避難所の開設・運営の基本的な流れ



● 避難所開設・運営・閉鎖までの全体的な流れ

避難所開設 発生当日(1時間～3時間程度)

施設の安全

- ① 施設の開錠
- ② 施設の安全点検
 - ・使用できない場合:代替避難所を開設

避難者受入
避難所開設

- ① 災害対策本部の設置
- ② 避難所開設準備
 - ・役割分担の確認・居住エリアの確認
 - ・要配慮者居住スペースを確保
- ③ 居住スペースの割り振り
 - ・原則、町内会毎・世帯単位
 - ・要配慮者と育児スペースを確保
 - ・プライバシーの確保
 - ・感染症防止
- ④ 避難者受付
- ⑤ 避難者の誘導

状況報告
避難所運営

- ① 生活に必要な機能準備
 - ・施設内のトイレの点検
 - ・負傷者、医療の必要な人へ応急対応
 - ・要配慮者の把握と対応
 - ・備蓄している水や食料、物資の確認
 - ・物資不足の手配等
- ② 笠岡市災対本部に状況報告と連絡
 - ・災害対策本部の情報収集・伝達手段の確保
 - ・避難状況報告
 - ・食料・物資・要員等の支援要請
- ③ 支援物資の要請・受入

避難所の運営(展開・生活期) 2日～1週間程度

避難所運営
本部の開設

- ① 避難所運営本部を組織
 - ・災害対策本部長が被災状況、避難状況及び自主防災会役員・防災関係者の参集状況等から判断・指示
 - ・各運営班の役割の明示
 - ・班構成と各班要員の配置

避難所の安定期 1週間～3週間程度

避難所運営
本部の運営

- ① 定期的な運営会議の実施
 - ・避難所利用者間のトラブル対応
 - ・避難所や、避難所内のスペースの統廃合(検討)

避難所の終息(集約・閉鎖) ライフライン回復

避難所運営
本部の閉鎖

- ① 避難所の閉鎖・統合の合意形成
 - ・避難を継続する避難者中心の管理・運営へ移行

●初動期(開設)の主なポイント

1. 避難所の開設

- ・建物・施設が「危険」又は「要注意」と判定された場合の対応
⇒ 笠岡市災害対策本部と調整、利用可能な笠岡市指定避難所を開設、避難者を移動
- ・ライフライン設備(電気、通信、水道、トイレ、ガス)の不足・不良時の対応

2. 避難者の立ち入り禁止や制限を行う場所

- ・立ち入り禁止 立ち入りを制限、占有禁止場所の表示

3. 避難所のスペースの割り振り

- ・避難スペースの割り振りは、施設管理者と事前に協議し、決定
- ・避難者が収容できない場合を想、公民館東広場等に避難テントの設営等で柔軟に対応
- ・高齢者・障がい者・女性や子どもの安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮
- ・居住スペースは、原則、町内会毎・世帯毎等

4. 避難者の把握に必要な資料

- ・受付様式等各種様式、運営ルール等掲示用紙、世帯台帳、個別避難計画等

5. トイレの確保

- ・災害用トイレの確保、ライフライン停止時のトイレ用給水の確保
- ・男女別に離れた場所に仮設トイレ(男女別各2基)の設置場所を、金浦公民館東広場に確保

6. ごみ収集場の確保

- ・避難所(生活場所)から離れた場所(金浦公民館東広場)に確保

7. 車中避難者等のための駐車スペースの確保と利用ルール

- ・金浦公民館東広場は避難者生活用スペースで活用のため、近隣に車中避難・テント避難等用の広場(排水ポンプ場用地)を確保

8. 夜間の照明

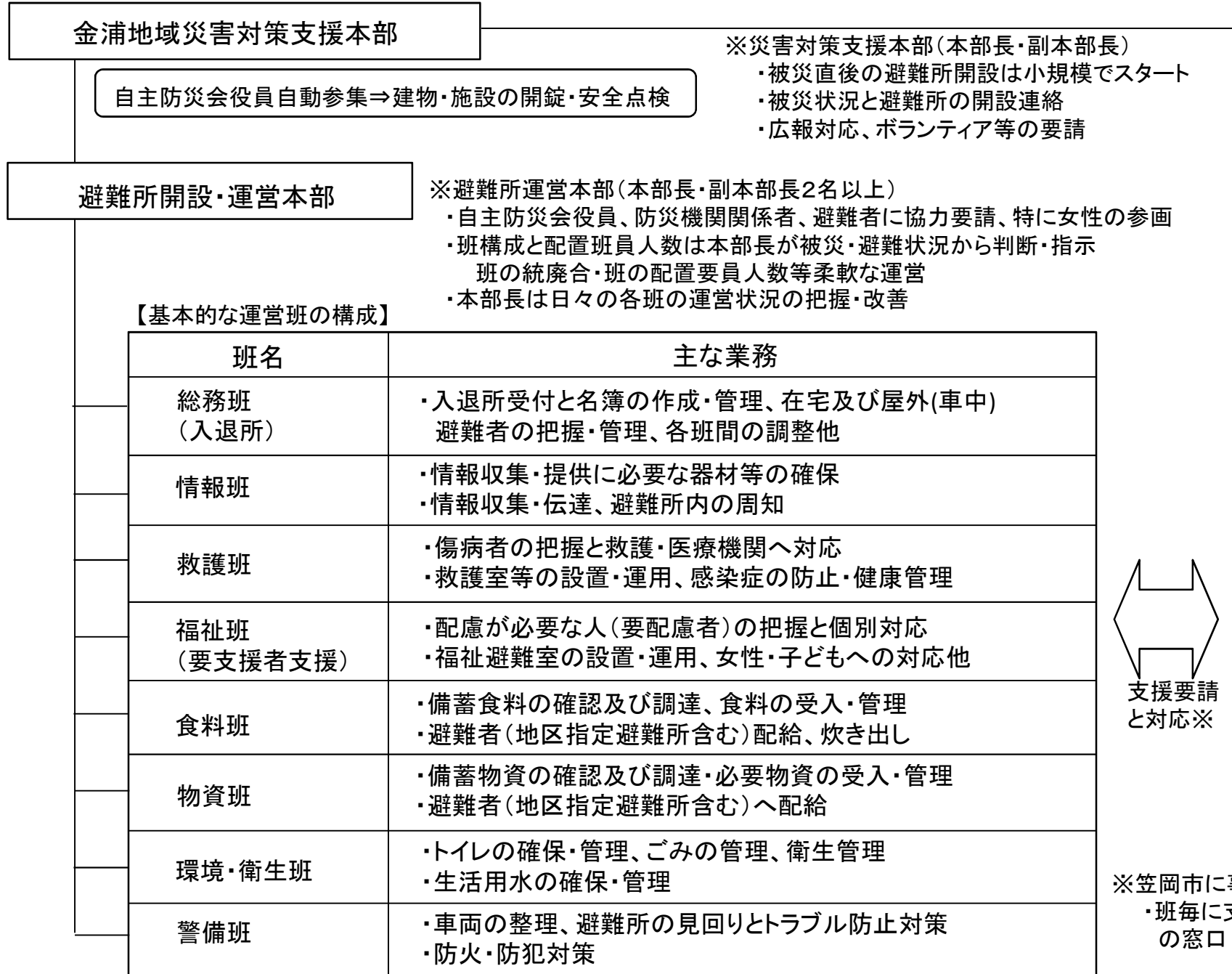
- ・金浦公民館内敷地と金浦公民館東広場及び近隣の排水ポンプ用地に照明器具を仮設、避難者の安全を確保

9. ライフライン停止時の対応

- ・通信設備の電源、夜間照明の代替電源、各種燃料の確保

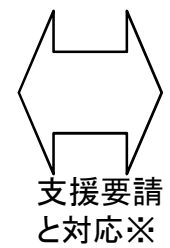
避難所開設・運営に必要な機材・物資等検討 ⇒ 次回の部会で配置図作成と物資・備蓄品等の洗い出し

●開設・運営対応と運営班の構成



笠岡市災害対策本部

各運営班



※笠岡市に事前確認
・班毎に支援要請の窓口